

○学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程

平成19年3月22日

最近改正 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人谷岡学園（以下「本学園」という。）の緊急事案処理対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、次条に定める緊急事案に対しての処理体制を確立させ、事案の拡大防止及び沈静化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、「緊急事案」とは、本学園及び本学園が設置する学校（以下「設置校」という。）の事案で、学生、教職員等の安全に係わるもの、社会的信頼を損ねるもの、教育研究活動の遂行に支障をきたすもの、施設管理に起因するもの等次の一に該当する重要な問題で、法人本部長が指定する事案をいう。

(1) 天災地変等

- ア 地震
- イ 風水害
- ウ 火災
- エ 爆発事故

(2) 不祥事件

- ア 学生、生徒、教職員等による刑事事件（殺人、強盗、恐喝等）
- イ 教職員の情報漏洩（個人情報を含む。）
- ウ 試験問題の漏洩
- エ セクハラ事案
- オ その他

(3) 紛争

- ア 労働争議
- イ 各種団体、個人からの抗議、要請
- ウ その他

(4) 第三者による人身事故、器物損壊、盗難事件

(5) 交通事故

(6) 伝染病の発生

(7) その他

(報告連絡体制の確立及び対策本部の設置)

第4条 緊急、突発的に前条に定める事案が発生した場合はもとより、発生が予測される場合は、事案の如何にかかわらず、別表に基づき法人本部長に迅速的確に報告しなければならない。なお、必要最小限の緊急措置は怠らないようにしなければならない。

2 法人本部長は、前項の報告を受けたときは、直ちに事案の内容を検討し、設置校の長、事務局長、事務長等と協議のうえ、対策本部の設置の要否及び編成種別の判断を行い、指示しなければならない。

(対策本部編成種別)

第5条 対策本部は、緊急事案の内容によって、次のとおり編成、種別する。

(1) A号編成

緊急事案の内容が、本学園として総合的な対処が必要である場合は、法人本部職員を主体とした編成を行う。

(2) B号編成

緊急事案の内容が設置校において対処するのが最善である場合は、設置校の教職員を主体とした編成を行う。

2 法人本部長は、緊急事案の内容又は設置校の状況により、前項以外の対策本部の編成を行うことができる。

(対策本部の構成)

第6条 対策本部は、総括、報道対策、警察その他関係機関対策（以下「警察等対策」という。）及び被害者対策の各部門により、法人本部の管理職及び職員並びに設置校の長及び教職員をもって次のとおり構成する。

(1) 総括

ア 対策本部本部長

(ア) A号編成の場合は、法人本部長とする。

(イ) B号編成の場合は、設置校の長とする。なお、設置校の長の要請又は法人本部長の判断により、法人本部長が、補佐の任にあたることがある。

イ 対策本部副本部長

(ア) A号編成の場合は、法人本部総務課長とする。

(イ) B号編成の場合は、設置校の事務職員の長（事務局長、事務長）とする。

(2) 報道対策

ア 報道対策班長

(ア) A号編成の場合は、法人本部総務課長とする。

(イ) B号編成の場合は、設置校の長が指名する教職員とする。なお、設置校の長の要

請又は法人本部長の判断により、法人本部総務課長が、補佐の任にあたることがある。

イ 報道対策班員

(ア) A号編成の場合は、法人本部総務課員とする。

(イ) B号編成の場合は、設置校の教職員とする。

(3) 警察等対策

ア 警察等対策班長

(ア) A号編成の場合は、法人本部長が指名する法人本部職員とする。

(イ) B号編成の場合は、設置校の長が指名する教職員とする。なお、設置校の長の要請又は法人本部長の判断により、法人本部長が指名する法人本部職員が、補佐の任にあたることがある。

イ 警察等対策班員

(ア) A号編成の場合は、法人本部総務課員とする。

(イ) B号編成の場合は、設置校の教職員とする。

(4) 被害者対策

ア 被害者対策班長

(ア) A号編成の場合は、法人本部人事課長とする。

(イ) B号編成の場合は、設置校の長が指名する教職員とする。なお、設置校の長の要請又は法人本部長の判断により、法人本部人事課長が、補佐の任にあたることがある。

イ 被害者対策班員

(ア) A号編成の場合は、法人本部人事課員とする。

(イ) B号編成の場合は、設置校の教職員とする。

2 前項第2号から第4号に定めるB号編成については、設置校において予め定めておくものとする。

(対策本部構成員の任務)

第7条 対策本部構成員の任務は、次のとおりとする。

(1) 総括

ア 対策本部本部長

(ア) 第4条第2項により、対策本部を設置する。

(イ) 対策本部構成員の召集を対策本部副本部長に命じるとともに基本方針を定め、総括指揮を行う。

(ウ) 緊急事案の規模等により、対策本部の拡大・縮小（報道対策、警察等対策、被害者対策各班員の増減等）を決定する。

イ 対策本部副本部長

(ア) 対策本部本部長を補佐し、対策本部運営の円滑を図る。なお、対策本部本部長が事故等により指揮がとれない場合は、対策本部副本部長がその任務を代行する。

(イ) 対策本部の指導助言等を行う。

## (2) 報道対策

### ア 報道対策班長

(ア) 新聞、ラジオ、テレビ、週刊誌等報道関係者からの取材に対する窓口となり、広報活動の中心的役割を担う。

(イ) 緊急事案に対する全ての情報を集中させる等情報管理の一本化を図る。

(ウ) 報道対策班員の指揮統括を行う。

### イ 報道対策班員

(ア) 報道対策班長の指揮を受け、緊急事案の事実調査を行い、事情、経緯等を正確に把握する。

(イ) 報道関係者控室及び報道関係者車両駐車場の確保等報道関係者の接受業務を行う。

(ウ) 対策本部に必要な電話の架設、パソコン等の設置、その他必要資器材の調達運用を行う。

## (3) 警察等対策

### ア 警察等対策班長

緊急事案を管轄する警察署等において情報収集するとともに、事後措置を行う。

### イ 警察等対策班員

警察等対策班長の指揮を受け、警察等で得た情報を資料化し、警察等対策班長を経て、報道対策班長に報告する。

## (4) 被害者対策

### ア 被害者対策班長

緊急事案で被害者が出た場合に、被害者本人又はその家族、関係者への対応を行う。

### イ 被害者対策班員

被害者対策班長の指揮を受け、誠心誠意、被害者本人又はその家族、関係者への対応を行い、経過等について資料化し、被害者対策班長を経て、報道対策班長に報告する。

(対策本部の設置場所)

第8条 対策本部を設置する場所は、次のとおりとする。

(1) A号編成の場合は、原則として大阪商業大学本館5階法人本部会議室に設置する。

(2) B号編成の場合は、設置校が予め場所を設定しておき、速やかに設置する。

(報道機関に対する記者会見)

第9条 対策本部本部長が緊急事案の内容により、報道機関に対する記者会見が必要と認めた

場合は、基本として次のとおり行う。

(1) 原稿の作成

記者会見の内容は、報道対策班長が原案を作成し、対策本部副本部長及び各班長にて検討のうえ、原稿を作成する。なお、作成した原稿は、対策本部本部長及び記者会見実施者に提出し、承認を得なければならない。

(2) 司会進行

報道対策班長が記者会見のプログラムを事前に作成し、報道対策班長が司会進行を行うか、又は対策本部本部長が対策本部構成員の中から司会進行を行う者を選任する。

(3) 記者会見実施者

対策本部本部長又は対策本部本部長が選任する者が、記者会見を実施する。

(報告)

第10条 対策本部本部長は、緊急事案処理の概要及び報道機関に対する発表等の経過等について、法人本部長に報告しなければならない（A号編成を除く。）。

2 法人本部総務課長は、法人本部長の指示に基づき、その内容を理事長、理事、監事及び評議員に報告するものとする。

(記録)

第11条 対策本部副本部長は、緊急事案の概要及び処理結果並びに報道機関に対する措置等の対応についての記録を作成し、保管しなければならない。

(予算)

第12条 緊急事案処理対策に関する経費は、原則として学校法人谷岡学園予算編成規程第6条に定める設置部門ごとの予算から支出する。ただし、緊急事案の規模及び設置校の予算規模等を勘案し、設置部門ごとの予算から支出せず特別な予算措置を構ずることができる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

報告連絡体制

